

# 国立大学法人電気通信大学職員法定外補償規程

平成16年 4月 1日

改正

平成19年 4月 1日

## (目的)

第1条 この規程は、「国立大学法人電気通信大学就業規則（以下「就業規則」という。）」第45条及び第46条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という。）に勤務する職員が業務上及び通勤途上における事由により負傷、疾病、障害（以下「身体障害」という。）又は死亡を被ったとき、「労働基準法」（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及び「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）に基づく補償又は保険給付のほか大学が行う補償（以下「法定外補償」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

## (業務上災害補償)

第2条 大学は、職員が業務上の事由により身体障害を被った場合又は死亡した場合は、当該職員又は大学が指定する遺族に法定外補償を行う。ただし、次の各号に起因する場合は、この規定を適用しない。

- 一 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、暴動その他これらに類似の事変による場合
- 二 地震、噴火、津波又は風土病若しくは核燃料物質（汚染物を含む。）による場合
- 三 当該職員の故意、故意の犯罪行為又は重大な過失のみによる場合
- 四 当該職員の車両の泥酔運転又は無免許運転による場合

## (通勤災害補償)

第3条 大学は、職員が通勤途上の事由により身体障害を被った場合又は死亡した場合は、前条に準じて法定外補償を行う。

## (補償の内容)

第4条 前2条に基づき実施する補償は、障害補償及び遺族補償とする。

- 2 障害補償は、職員が負傷・疾病が治癒した後身体に障害が存ずる場合、労災保険法に基づく障害の程度に応じ別表1に定める金額を支給する。
- 3 遺族補償は、職員が死亡した場合、遺族に別表2に定める金額を支給する。ただし、前項の補償を行った後再発のため死亡した場合は、この項の金額から前項の金額を控除した差額を支給する。

## (解釈上の疑義の取扱)

第5条 この規程の実施に際し解釈上の疑義が生じたときは、労基法及び労災保険法の規定並びにその運用解釈によるものとする。

## 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表1 障害補償

	支 給 額	
	業務上災害 (万円)	通勤災害 (万円)
障害等級第1級	1 5 4 0	9 7 5
障害等級第2級	1 5 0 0	9 4 0
障害等級第3級	1 4 6 0	9 0 5
障害等級第4級	8 7 5	5 5 0
障害等級第5級	7 4 5	4 7 0
障害等級第6級	6 1 5	3 9 0
障害等級第7級	4 8 5	3 1 0
障害等級第8級	3 2 0	1 9 5
障害等級第9級	2 5 0	1 5 5
障害等級第10級	1 9 5	1 2 0
障害等級第11級	1 4 5	9 0
障害等級第12級	1 0 5	6 5
障害等級第13級	7 5	4 5
障害等級第14級	4 5	3 0

障害が2以上ある場合、又は障害の程度を加重した場合は、労災保険法の規定を準用し障害等級を決定する。

別表2 遺族補償

	支 給 額	
	業務上災害 (万円)	通勤災害 (万円)
死亡	1 8 6 0	1 1 3 0